

## 大学等における修学の支援に関する法律案 反対理由

### ○本法律案について

平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、貧困の連鎖を断ち切り格差の固定化を防ぐため、所得が低い家庭の子どもたち、真に支援が必要な子どもたちに限って高等教育の無償化を実現するとして、授業料の減免措置の拡充及び給付型奨学金の支給額を大幅に増やすとされたことをきっかけとして、国会に提出されたものである。

### ○本法律案の問題点について

- ・ 政府は「高等教育無償化法案」といっているが、実際は一部の該当する学生にのみ学費の一部を負担するものであり、国民の誤解を招いている。加えて他国と比較すると高い日本の授業料の引き下げは行われない。
- ・ 支援措置の対象範囲は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯と限定されている。
- ・ 非課税世帯の学生だけでなく、一部の中間所得世帯の学生も現行の授業料減免措置を受けている。本法律案によって対象を極めて限定した支援措置が実施されることになれば、現行の各大学で実施されている減免措置が後退するおそれがあり、むしろ施策が縮小する可能性がある。
- ・ 対象とする大学等に要件を設けており、例えば経済的な効果を優先し、人文系を軽視するなど、政府の偏った視点で選別される状況を作り出し、成績評価や大学運営に関する大学自治を侵害するものである。
- ・ 支援を受ける学生に対し、学部ごとに相対評価を導入し、学びたい意志を持つ学生が支援を打ち切られ中退せざるを得ない状況を生む。また、中退を回避しようとよりレベルの高い大学を目指すことを躊躇させ、学生の選択の幅を狭め、学生の意欲を削ぐことになる。
- ・ 非課税世帯の子どもの高等教育への進学率を 40 から 80% 倍にすると想定し、必要予算 7600 億とされているが、根拠が不明確である。

### ○高等教育に関する日本の状況と立憲民主党の考え方について

昭和 63 年と平成 29 年を比較すると、大学卒の初任給は約 1.4 倍だが、国公私立大学の授業料は、約 1.7 倍まで上昇している。その一方、日本も批准している国連の社会権規約では、徐々に無償教育を導入するよう各国政府に求めているが、他の先進諸国と比べて高等教育機関への公的負担割合が低い。

高等教育の無償化は貧困対策としてではなく、まずは高すぎる授業料を引き下げるなど、すべての子どもの高等教育への機会を保障するために導入るべきである。